

文 教 厚 生 建 設 委 員 会
令和 7 年 9 月 16 日 (火)
午前 9 時 28 分開議

議員定数 9名

出席議員 9名

板橋 真弓	岡本 喜好
梅本 知江	阪本 久代
堀内 和久	垣内 憲一
岡本 安弘	南出 昌彦
土井裕美子	

他に 議長 田中 博晃

会議に付した事件

1. 議案第 10 号 橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例について
2. 議案第 16 号 市道路線の認定について
3. 所管事務調査((仮称)橋本市新しい学校づくり推進計画(案)について)
4. 報告等(高野口中学校移転構想に関する経過について)
5. 報告等(みんなあつまれ!橋っ子祭りについて)
6. 陳情等(「橋本市運動公園 前畑・古川記念プール」市外料金 400 円の高額徴収格差是正を求める要望書)
7. 陳情等(次期保険料改定に向けた要望書)

説明員

副市長	小原 秀紀	教育長	今田 実
危機管理監	大岡 久子	総合政策部長	井上 稔章
政策企画課長	辻本 真吾	総務部長	中岡 勝則
財政課長	三嶋 信史	消防長	永井 智之
経済推進部長	三浦 康広	都市整備課長	茶原 正人
上下水道部長	堤 健	病院事務局長	池之内正行
教育部長	岡 一行	教育総務課長	丸山 恭司
生涯学習課長	長谷川典史	会計管理者	兼井 和彦
監査事務局長	岩坪 恭子		

その他関係職員

職務のため出席した者

議会事務局長 笹山 奨
議事調査係長 中井 ユリ

事務局次長 森本 和也

(午前9時28分 開議)

○委員長(板橋真弓君) 市道路線の認定案件につきましては、事前に動画でご確認いただいていると思いますが、質疑の際は、会議録や委員会の録画配信の都合上、「動画の何分何秒の箇所」といった質問の仕方ではなく、道路の場所や形状等について具体的に質問していただくようお願いいたします。

○委員長(板橋真弓君) ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより文教厚生建設委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、9月11日の本会議において本委員会に付託された議案第10号および議案第16号のほか、お手元に配付の各事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

1 議案第10号 橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例について

○委員長(板橋真弓君) 議案第10号 橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(長谷川典史君) 皆さま、おはようございます。どうぞよろしく申し上げます。それでは、橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。失礼ですが、座って説明いたします。

まず、別紙の説明資料のほうをご覧ください。今回の条例改正についてですが、令和3年度に公の施設の使用料の見直しを行なった際に、使用料の減免の対象者を縮小するというを行いました。社会教育関係団体

と公民館登録サークルに対しましては、激変緩和措置という形で、特例的な使用料額を別途適用することとしておりました。資料の一番下に小さな表を付けておりますが、現在は、こうした割安な使用料を経過措置として適用しております。

この激変緩和措置につきましては、令和8年9月30日までとしておりましたが、それ以降の措置については、使用料全体の見直しと併せて再度検討を行うということとなっております。このような経緯の中で、もともと令和8年度を使用料全体の見直し時期としておりましたが、コロナ禍での社会全体の活動自粛の影響によりまして、一時的に適切なコストを算出することが困難な時期が生じた関係で、使用料の見直し自体を2年延長して、令和10年度に見直すということで進めたいと考えております。このため、激変緩和措置の見直しのほうも、これと合わせて2年間延長する必要がありますので、現在適用されている激変緩和措置の期限を、令和8年9月から令和10年9月に変更するという条例改正を行うものになります。

なお、以上の説明内容につきましては、昨年の12月市議会 総務経済委員会におきましても同様のご報告を既に行なっているところです。参考に資料を添付しております。

改正する具体的な条例につきましては、下の表に記載しておりますとおり、橋本市立文教施設利用に関する条例と、橋本市立社会体育施設設置及び管理条例と、橋本市都市公園条例の3つとなっております。対象となる施設も表に記載のとおりとなります。

それでは、本条例改正案の新旧対照表をご説明いたします。各条例の改正内容については、どれも同じ内容ですので、一括での説明となります。そして、ただ今、ご説明させていただきましたとおり、3つの条例に規定された激変緩和措置の期限に関する部分を、そ

れぞれ令和8年9月30日から令和10年9月30日に改めるものとなっております。

説明は以上となります。

○委員長(板橋真弓君)説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

岡本副委員長。

○副委員長(岡本喜好君)おはようございます。使用料は算定できないということがわかったんですけども。そもそも、この激変緩和措置で1,000円未満は300円、1,000円以上、8,000円未満は500円、8,000円以上は1,000円っていうことに設定をしている、その根拠っていうのを教えていただけますでしょうか。

○委員長(板橋真弓君)財政課長。

○財政課長(三嶋信史君)おはようございます。今、300円、500円、1,000円と設定したっていう根拠なんですけども。こちら、そもそも激変緩和措置を設けたっていう目的として、説明にもあったとおり、過去、減免されてきた社会教育活動や生涯学習活動について、一度に条例どおりの使用料を求めた場合に、急激な負担増加となって、これまで続けてきた社会教育などの活動を消してしまわないと、そういう目的で設けたものになってまして、この金額の設定については、令和3年度10月から条例改正施行されたんですけども、その前の令和元年、令和2年度において公民館運営審議会や、それから、文化協会、社会教育委員や、それから、公民館のサークル、社会教育関係団体など、そういった関係者の皆さまに市の案をですね、説明して、さらにその意見聴取も行なっていてですね、現状、どれぐらいの金額が適切かということで、そういう様々議論した結果、決めた金額となっております。

○委員長(板橋真弓君)岡本副委員長。

○副委員長(岡本喜好君)では、何か合議で

決まったっていうことで、何か規則に準じて、何か半額にしますとか、3割にしますっていうわけではないということで、よろしいですか。

○委員長(板橋真弓君)財政課長。

○財政課長(三嶋信史君)市からですね、どれぐらいの案が適切かということで、案を出して行ってですね、活動を継続していくために、どれぐらいの負担やったら可能かっていうご意見などをいただいたうえで決定した内容となってまして、具体的に何らかの計算式に基づいて出したっていうわけではありません。合意の下で決定したというものになってます。

○委員長(板橋真弓君)岡本副委員長。

○副委員長(岡本喜好君)すみません。今回の質疑についてはわかったんですけども。今後の見通しとして、この令和10年になったときに激変緩和措置を解除するってなったら、逆に、今、300円でいい人が1,000円(未満)払う、500円の人が最大8,000円(未満)払う、1,000円の方は8,000円(以上)払うってなったら、そっちのほうが、要は、激変になるんで、大体その使用料の半額にするとか、そういったお考えっていうのは、今後あるのでしょうか。

それとも、このままずっと激変緩和措置を続ける予定なのか。どういう考えで、この料金を設定して負担を強いてるのかを教えてください。

○委員長(板橋真弓君)財政課長。

○財政課長(三嶋信史君)今回ですね、もともと令和8年10月で、この激変緩和措置を終了するという予定だったのを2年間延長するというのは、コロナの影響で、適正なコストを出すのが難しい時期が含まれたことによる例外的な措置と考えております。そのために2年後ですね、今からいうと3年後ですか、3年後の令和10年10月には、適正

な負担割合を算出して、使用料っていうもの自体のですね、見直しと、それから、激変緩和終わった後に、社会教育関係団体や地区公民館登録サークルに負担をお願いする内容っていうのを、早い段階でですね、市として案を作りまして、周知していかなければいけないと。それをしっかり理解していただくように、関係者や利用者の皆さんに説明を行なって理解を求めていかなければならないと考えてますんで。今、副委員長おっしゃった内容っていうのを、できるだけ早い段階でですね、少なくとも令和8年度のうちに、市として内容を固めて周知して行って、その内容で理解を求めていきたいと、負担を増やす場合は理解を求めていきたいと考えてます。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）いや、いや、その内容は皆さんと考えていくんですはいいいんだけども。市の考え方を、まず、激変緩和措置を続けるのか、それとも半額ぐらいまでの負担を強いていくのか、使用料というのは、これから上がっていくわけです、多分。おそらくね。だから、その使用料を減免なしで、もう5類になってるし、コロナも。もう全額払ってもらおうんですっていうスタンスなのか、緩和措置は続けるけど5割やってもらう、もしくは、この1割とか8分の1ぐらいの額面で、そのまま引き続き続けていくのかっていう、その方針を聞かせていただきたい。お考えだけでも、方向だけでも。

○委員長（板橋真弓君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）令和3年10月に減免制度見直してですね、減免自体はですね、相当程度減ってまして、金額で言ったら、減免額が年間で大体1,200万ぐらいですかね。減ってる。減ってる。令和元年度で4,500万、4,700万ぐらいやったかな。4,700万円ぐらいやったのが、3,500万ぐらいまで減免額が減っていると。代わりに、使用料自体は、年

間大体800万ぐらいですね、増えてるという状況になってます。そのうち380万ぐらいですね、激変緩和措置による収入ということになってまして、それで、じゃあ例えば、利用料、利用率か、利用件数どれぐらい変わってるかって言ったら、施設によってばらつきはあるんですけど、激変緩和措置の対象となったところ、公民館とかで言いましたら、大体1割弱ぐらいですね、利用数自体は減っています。それは一部ですね、激変緩和措置によって、これまで無料で使えたところが費用かかるようになったっていうところも影響してるのかなっていうのを考えられるんですけど、そういった内容を踏まえて、一方では、コストっていうのが、やっぱり年々増えとって、大体、前回見直したときと直近で見たら、維持管理に係る経費って3年、4年経って2割ぐらい増えてるという現状もあります。そういった維持管理に係る費用をできるだけ負担割合の中で求めている、求めている。だから、必要な負担をお願いしていくっていうのが一方であります。もう一方で、利用率が若干減ってる。ただまあ、維持してるっていう現状を、激減させる、火を消してしまわないっていうことも、やっぱり必要なところで、負担っていうのは求めていかなければならないと考えてます。考えているんですけども、どの程度まで負担を求めるかっていうのは、これから検討していきたいと、このように考えてます。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）検討してくれたらいいんですけども。この緩和措置の対象になってるのは、教育関係団体とか登録サークルなんで、これって規約があって、サークルだと3人以上おらないかんよとか、社会教育関係団体でも生徒さんが何人ぐらいいるよっていうのが多分あるはずなので、それをね、会場あたり1回1,000円とか500円だったら、

サークルなんか絶対3人以上おらないかんってなると、1人あたり170円なわけですよ。じゃあ、その170円が、500円払われへんとか、一回あたりを。いや、そんな、そこまで生活窮乏な人って、こんなサークルそもそもできへんでしょって話なんです。だから、ほかの民間よりは当然安くていいんですよ、市民なので。ただ、3時間とか4時間、5時間を、1団体500円で借りれるっていうこと自体が、これは何か、僕は、客観的に言うと不当に安い値段でね、貸しているようなね、感じも受ける中で、公民館自体が運営の3割を収入で賄うみたいなものをクリアできてるんであればいいんですけど、できてないっていうふうなこともお伺いしてるので、だから、維持費の3割は絶対これで賄うんだってというようなコンセプトの中で、どんなけ負担を応分にやっていただくかっていうことを、しっかりエビデンス持ってやっていただければ、僕は、それでいいかなと思うので、今後しっかり協議を、調査していただければと思います。

以上で結構です。

○委員長（板橋真弓君） 答弁いいですか。

ほかにありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君） おはようございます。今のご答弁聞いてて、ちょっと私、聞き逃したんやと思うんやけどね。この、いつといつと比べて使用者が減ったのかっていうのがよくわかんなかったんです。そもそもコロナ、私もサークルしてますけど、コロナのときは回数減らしたりとか、また使用する部屋が人数に応じて変わったりとかで、だいぶ使えなくなったと思うんです。そのときと、そのときが入ってるから、計算できないからっていうことで2年間延長したっていうふうに理解してたんだけど、今さっきの答弁では、いつといつを比べて減ったのか、増えたのか

ってというのが、そこがちょっとよくわからなかったんで、その辺だけもう一度お願いします。

○委員長（板橋真弓君） 財政課長。

○財政課長（三嶋信史君） 先ほど、その金額や件数のことにつきましては、コロナ前の令和元年度と、それから、昨年度ですね、令和6年度の比較となっています。

○委員長（板橋真弓君） 阪本委員。

○委員（阪本久代君） 令和6年度は、かなりもうコロナの影響ってなくなってきてると思うんですけども。そうしましたら、まだ、何て言うか、使用者数とか、そういうのは、戻ってきてないところもあるということでしょうか。

○委員長（板橋真弓君） 財政課長。

○財政課長（三嶋信史君） 令和3年度10月から見直した対象施設全体で言いましたら、件数や人数については、大体、令和元年度が12万件ほど、件数・人数に対して、令和6年度が約11万ほどってなってますんで、割合にすると大体8%ぐらいですかね。1割弱ほどは件数としては減ってる。

ただまあ、この中にはおっきく減ってる場所としては、例えば、運動公園のプールが3,000人以上減ってたり、神野々グラウンドゴルフっていうところも件数が減ってたり、2,600件ぐらいですかね、件数減ってたりしますんで、おっきく減ったところとしては、今、申し上げたところがおっきく減ってます。

○委員長（板橋真弓君） 阪本委員。

○委員（阪本久代君） わかりました。先ほどからのご答弁でしたら、何て言うかな、使用料そのものを見直すと、維持費も増えてきてるのでっていうことで、それがどのようになるのかっていうのはわからないんですけども。基本的には、私は、今、減免の対象になってるところは、できれば、今の激変緩和の前の無料でね、使用できるようにするのが一

番いいとは思ってるんですけども、サークル活動にしたって、いろいろな運動とか文化活動にしたって、やっぱり市が、やっぱり音頭取って、音頭取って言うか、どんどん進めていくべきものだと思うので、そのほうがいいと思うんですけども。そこはいろいろ考え方はあると思うんですが、でも、できるだけたくさんの方が参加できるような形、お金がないかわらず参加できるような形に持っていくっていうのが本来ではないかと思うので、意見と要望だけで終わります。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。
南出委員。

○委員（南出昌彦君）こういう利用料の話になると、すぐに受益者負担とか、そういう話になると思うんですけど。阪本議員もおっしゃってくれたように、この、コロナ禍ということで、情勢が見れなかったということも含めて、社会情勢もやっぱり当時とも変わってきてると思いますし、また、利用者さんらの経済情勢も変わってきてると思います。例えば、年金額が減額されてきたとか、いろいろな意味で、いろいろ変化があったと思いますんで、その辺も含めて、単に利用料ということでなくて、まちづくり全体を考えて、地域づくり全体を考えた中で住民の方がどう橋本市で過ごしてもらえるか、そういうことも含めた中で利用料の検討をお願いしたいと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）いろいろこう、物価高騰であったりとか、そういう生活環境の変化っていうのもあるっていうのは認識しています。ただ、その使用料については、使用料、手数料等に関する基本方針ということで、それぞれ施設を分類してですね、負担割合っていうのを、どれだけ求めていくっていうのを、一旦、立てております。ですので、基本

的には負担割合、求めていくべき負担割合が、どれぐらいの利用件数であれば、それを満たすかっていうことを基本にですね、考えて案をまず作っていくと、そのうえで、また、その案をできるだけ早い段階で、来年度にはですね、その案を作って、周知していった説明して、理解を求めていくと、このように考えていますので、よろしくをお願いします。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。
岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）市民に事前に結構周知しなくちゃいけないって聞いたんですけど。でも、議会通らないと料金って決まらないんで、どういう流れですか。来年度、値段を決めて協議もして、それを来年度に議決をして、再来年度に、1年間周知期間を設けて市民にお伝えすると、こういう流れですかね。

○委員長（板橋真弓君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）今、想定しているスケジュールとしては、来年度ですね、決算出た後の7月以降に、まず、原価を算出するための調査を行なっていきたいと考えてます。その後、暫定案を作成しまして、議会には、令和8年12月の委員会で、まず、その案をですね、報告させていただきたいと考えてます。その後、市民の方に対して議会に報告したうえで暫定案っていうものの説明、周知を図って、令和9年12月に周知して固まった案っていうのを、改めて報告したうえで、令和10年3月に改正条例を議会に上程して、その、令和10年10月に施行ということで、現状はスケジュールを考えています。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）あと一点ですね、先ほど、昔と比べて使用率が低いから、低迷してるからっていうご説明やったんですけど、人口自体も、おそらく10年経ったら1割ぐらい減ってるんで、その分加味しないと、

昔の人口のイメージで、こんなけ利用数があるはずだっていうのは幻想に過ぎないので、そこもしっかり加味して、そして決めていくと。2年後ですかね、確か、介護保険も上がる、水道料金も上がっていくっていうときに、公民館も上がっていくっていう、何か多分、立て続けに、この料金の値上げっていうのが重なってくるので、その辺も含めて総合的に市民の負担をどうやって考えていくかってのは、考えていただければなと思いますので。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君）今、大体のスケジュールを言われたんですが、これ、そのスケジュールっていうのは、これ参考資料のどこに何で、どうして載せなかったのかなと思うんです。書いてある。ごめん。ごめん。そしたら、そうか、総務で言うてくれたんやね。すみません。

ほな、そしたら、これ最初に、この、昔です、出たときに、とても市民の方から突然に出てきたことだしっていうことで、ワーって盛り上がったっていうか、いろんな問題があったんですけども。多分、喉元過ぎればなんとやらで、多分、この激変緩和措置が、この年で切れるっていうのが、多分、市民の皆さんあんまり覚えてらっしゃらないっていうか、忘れてる方もいらっしゃると思うんですが。これが議会で通ってないんで、何とも言えませんが、この条例が通ったら、この説明をまた市民の人にしないといけないと思うんです。だから、そのときに、次の改正に至るスケジュールまできっちりと市民の人に説明を、説明っていうか、何らかの形で公表される予定があるのでしょうかっていうことが、ちょっとお聞かせいただきたいんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（板橋真弓君）生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君）おっしゃるように、激変緩和っていうの、本当にもう意識されてる方ちょっとだんだん少なくなってるかもしれませんが、そういったですね、期間が変わるとい、まず、その周知はさせていただく必要があると思います。同時に、じゃあ2年後には、また、そういう見直しがあるんだよっていうことも意識いただけるような、そういう周知になるかと思います。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

南出委員。

○委員（南出昌彦君）要望なんですけども。先ほども話ししましたけども、今まあ、答弁とかを聞いていますと、生涯学習課長であるとか、財政課長であるとか、中心に答弁いただいてるんですけど、先ほど、どなたかもおっしゃってくれましたように、ほんまに水道料金が上がるとか、いろんなことに変化が生じてくる時期でもありますので、多様な行政部局、いろんな部局の意見を取りまとめた上で、この料金の案も決めていただきたいというふうに思います。

要望です。以上です。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありません

ので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

2 議案第16号 市道路線の認定について

○委員長（板橋真弓君）次に、議案第16号市道路線の認定についてを議題といたします。本案について当局より説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）改めまして、皆さん、おはようございます。本日は、市道4路線の認定についてご説明いたします。

議案第16号 市道路線の認定について 議案書68ページ、認定路線調書69ページ、参考資料2ページから9ページになります。路線番号27148 路線名称は、伏原76号線と、路線番号27149 路線名称は、伏原77号線、並びに、路線番号27150 路線名称は、伏原78号線、さらに路線番号1840 路線名称は、小林2号線の4路線で、認定延長及び幅員は認定路線調書のとおりです。

まず、伏原76号線、77号線、78号線については、今回、株式会社幸福建設が宅地造成工事に伴い設置した道路と隣接して、平成9年に株式会社みますホームが宅地造成工事に伴い設置した道路です。

小林2号線については、丸石木材住宅株式会社が宅地造成工事に伴い設置した道路です。

以上、市道路線の認定認定4路線について、議会の議決を求めるものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（板橋真弓君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）すみません。教えてください。76号線ですね、一番最初の動

画に載ってたやつなんですけど。かなり、平成9年に着工されたものが、今になって申請が来たってということなんですかね。これっていうのは、何かもう補修とか、だいぶ経年、もう20、30年近く経ってるんですかね。道路の状態と何か補修の必要の有無とかいうのは、新しい新道と比べて遜色ない程度の強度とか状態を保ってるのかだけ教えてください。

○委員長（板橋真弓君）都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）このですね、76号線の起点からですね、約67m程度になるんですけれども、その部分につきましては、平成9年に、みますホームさんが造成工事に伴って設置しております。その当時ですね、通り抜けができない道路で、奥に工場がありまして、そこにぶち当たる形で計画されておりまして、幅員等はあったんですけども、通り抜けできてない道路ということで、認定外道路ということでありました。今回ですね、周辺の工場を解体しまして、計画するにあたってですね、通り抜けできるほうが便利であるとかいうようなこともありまして、協議させてもらって、市道路線の認定に至っております。

道路の状況としましては、古いのは古いんで、格別新しく綺麗なんかっていうようなところではないんですけども、用地につきましては、橋本市の道路となっておりますので、今後、併せてですね、悪くなればですね、改修していく対象になるのかなというふうに思っております。今回ですね、その部分に関しては、特に問題ないかなという判断で、現状のまま市道路線認定させていただいております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ありませんので、こ

れをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 市道路線の認定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします。

3 所管事務調査((仮称)橋本市新しい学校づくり推進計画(案)について)

○委員長(板橋真弓君) 次に、(仮称)橋本市新しい学校づくり推進計画(案)に関する所管事務調査についてですが、まず、調査の理由、目的については、(仮称)橋本市新しい学

校づくり推進計画(案)における1. 重点目標達成への施策、2. 不登校児童生徒への支援、3. 学校の再編について、調査・研究し、市の教育及び教育環境の充実につなげるべく、提言を行うことです。

なお、本調査に関しては、まず、全員協議会で議員全員に対して説明いたしたいと当局から申し入れがありましたので、本日、この場では報告を受けず、全員協議会での報告を受けたのち、委員会としての調査・研究を行っていきたいと考えます。全員協議会での説明の後、閉会中も引き続き委員会として所管事務調査を行なっていくことについて、お諮りしたいと思います。

お諮りいたします。

(仮称)橋本市新しい学校づくり推進計画(案)については、調査を継続することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) ご異議なしと認めます。

よって、本件の調査は継続することに決しました。

委員長より申し上げます。

(仮称)橋本市新しい学校づくり推進計画(案)についての所管事務調査は、継続調査とすることが可決されましたので、本委員会において、会議規則第111条の規定に基づき、本件について閉会中の継続調査の申し出を行うことといたします。